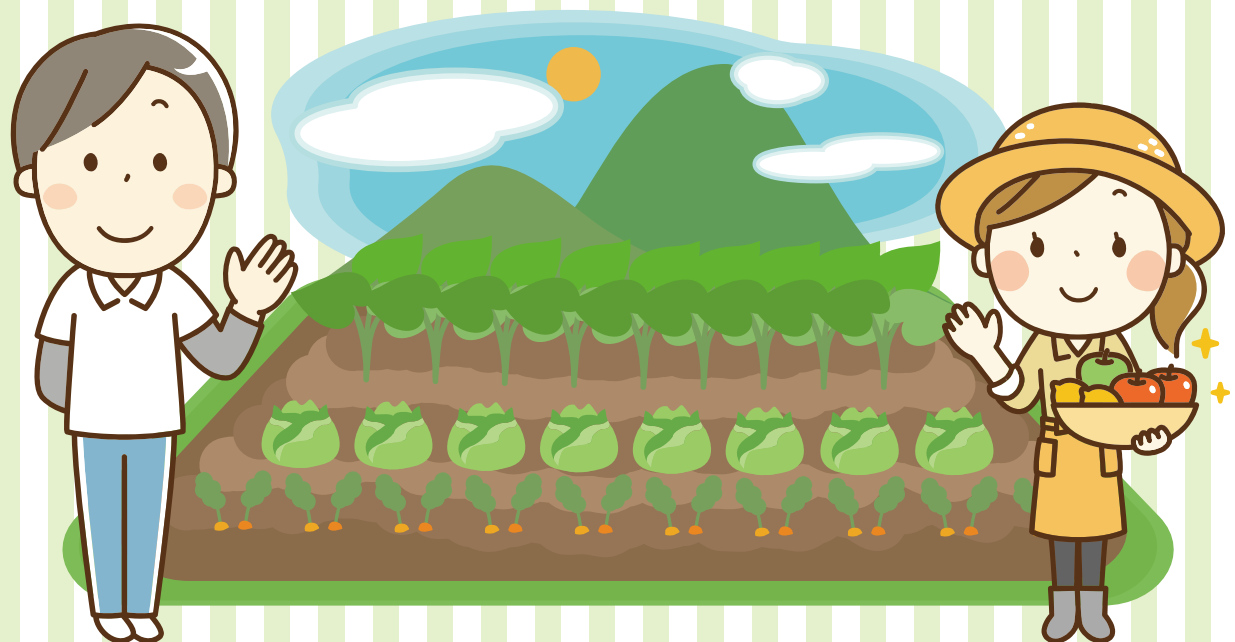




農福連携の 取組



1 農福連携の取組とは

- 農福連携とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組であり、「農業・農村における課題」と「福祉（障害者等）における課題」、双方の課題解決と利益（メリット）がある Win-Win（ウィン・ウィン）の取組です。
- 農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保や農業経営の発展につながる可能性もあります。

農業と福祉の連携（＝農福連携）

【農業・農村の課題】

- ・ 農業労働力の確保
- ・ 荒廃農地の解消 等

【福祉（障害者等）の課題】

- ・ 障害者等の就労先の確保
- ・ 工賃の引き上げ 等

障害者等が持てる能力を発揮し、それぞれの特性を活かした農業生産活動に参画

【農業・農村のメリット】

- ・ 農業労働力の確保
- ・ 農地の維持・拡大
- ・ 荒廃農地の防止
- ・ 地域コミュニティの維持 等

農業の多様な
働き手を確保！

【福祉（障害者等）のメリット】

- ・ 障害者等の雇用の場の確保
- ・ 賃金（工賃）向上
- ・ 生きがい、リハビリ
- ・ 一般就労のための訓練 等

新たな
就労場の
確保！

（農林水産省 HP「農福連携の取組方針と目指す方向」より）

2 農業経営体が農福連携に取り組むパターン

- 農業経営体が農福連携に取り組むパターンは、①農業経営体が障害者を直接雇用する事例、②農作業を障害福祉サービス事業所（障害者に対する支援を行う施設）に請け負ってもらう事例、③農業経営体が自ら障害福祉サービス事業所を設立する事例などがあります。

① 農業経営体が障害者を直接雇用

農業経営体



雇用契約



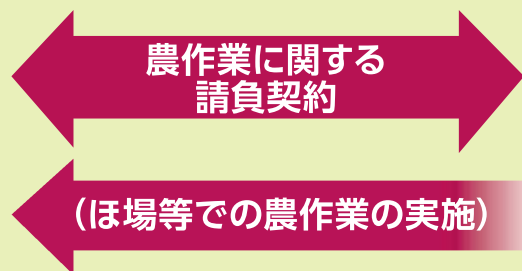
障害者
（正社員・パート社員）

- ・ 農業経営体が、社員として障害者を直接雇用します。
- ・ ハローワークには、障害者の職業紹介のための専門窓口が設けられており、障害者を対象とした求人の作成支援や各種助成金の案内などを実施しています。

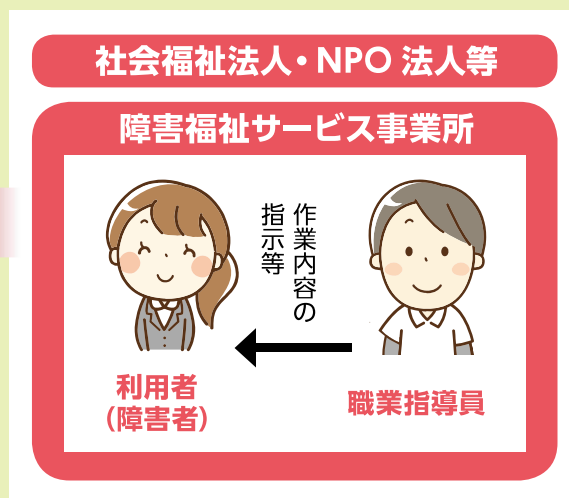
② 農作業を障害福祉サービス事業所に請け負ってもらう（施設外就労）



農業経営体



はじめて農福連携に取り組む農業者の方は、
取り組みやすい方法です

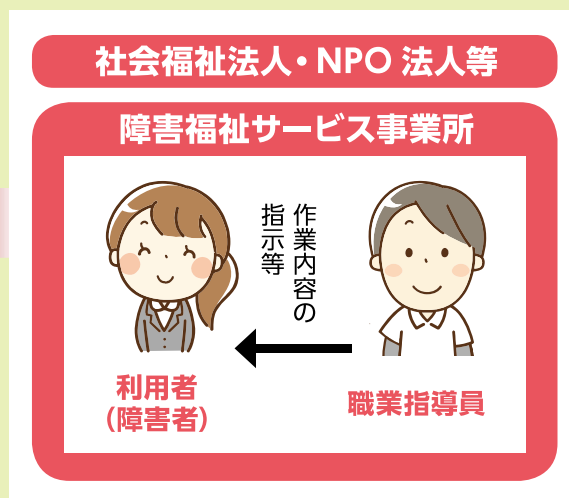
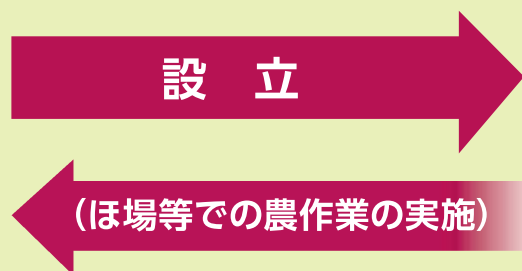


- 障害福祉サービス事業所が農業経営体と農作業の請負契約を締結し、農業経営体のほ場等に通って農作業を実施するものです。
- 障害者には、事業所の支援スタッフ（職業指導員）が同行し、障害者への作業指示等を行います。
- 農作業を請け負える障害福祉サービス事業所を探すには、県の共同受注窓口（一般社団法人かごしま障がい者共同受注センター）を活用する方法などがあります。

③ 農業経営体が自ら障害福祉サービス事業所を設立



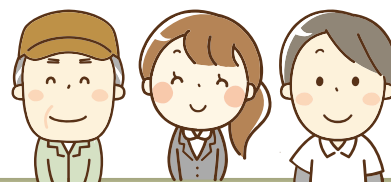
農業経営体



- 農業経営体が、別途、社会福祉法人や NPO 法人等を設立し、その法人が、障害福祉サービス事業所を運営します。

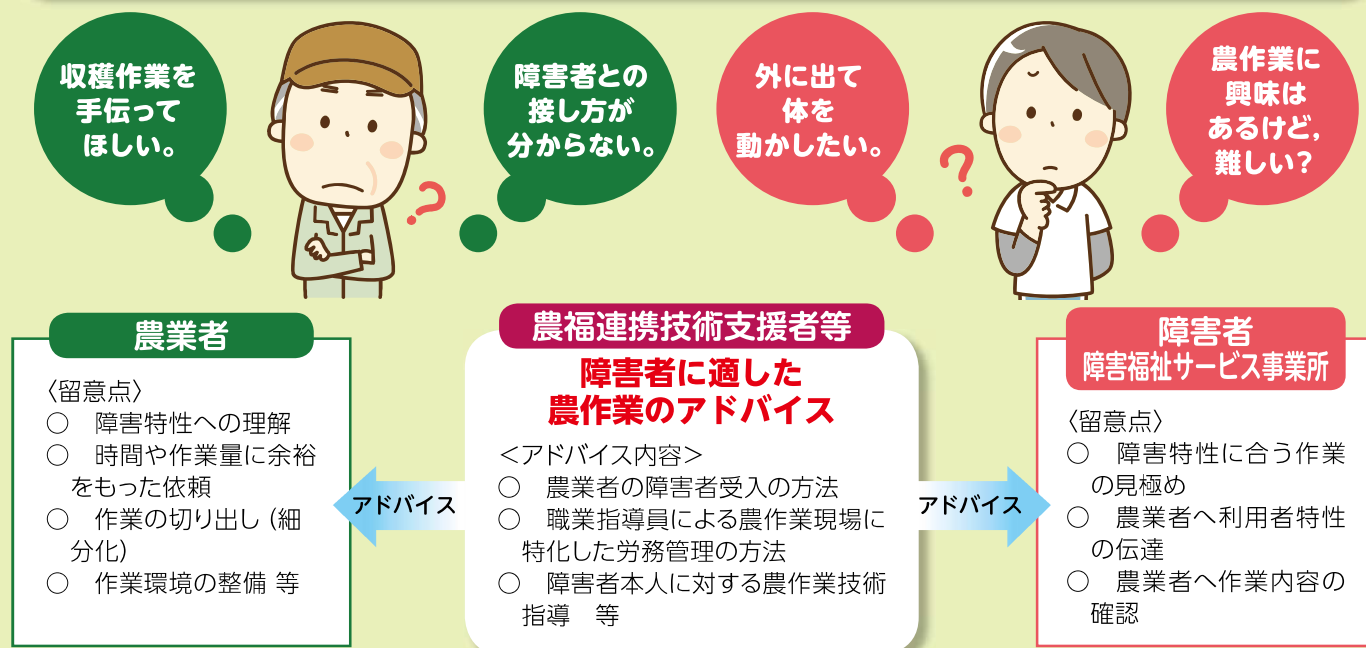
〔参考：農林水産省・厚生労働省「はじめよう農福連携—スタートアップマニュアル—」
厚生労働省・農林水産省他「福祉分野に農作業を—支援制度などのご案内」〕

- ◆ 農福連携の取組には、この他、社会福祉法人等が農業法人などを別途設立して農業に参入するパターンなどがあります。
- ◆ また、農福連携の取組の対象も、障害者から、高齢者や生活困窮者、引きこもり者、刑務所出所者などへ、広がりを見せています。



3 農業と福祉をつなぐ人材とは

- 農福連携に取り組もうとする農業者や障害福祉サービス事業所が、障害者に適した農作業をスムーズに行えるようにするためには、農福連携技術支援者等の「農業と福祉をつなぐ人材」によるアドバイスが大切です。



4 作業の「切り出し」

【作業の切り出しとは・・・】

障害者と共に働く際によく使われる方法の一つに、作業の「切り出し」があります。一連の作業を一つ一つの単純な作業に細かく分解し、作業の最小単位を作り、その中で障害者ができる作業を担ってもらいます。

【細分化した作業の集約と作業への割り振り】

切り出した一つ一つの作業はとても小さい作業でも、農場全体や地域で量を集め、組み合わせると、仕事として成り立つ量になります。農業者にとっては小さな作業でも、誰かに任せることができれば、農家は、その時間を他の仕事に充てることができます。

担当できる作業の幅は狭くても、一つのことについては、非常に長けた人材がいます。その特性を引き出し、就労の中で発揮してもらうことも大切です。

（例）育苗トレイへの播種作業の切り出し

- ①育苗トレイを洗浄する
- ②育苗トレイに床土を入れる
- ③育苗トレイを床に並べる
- ④育苗トレイにかん水する
- ⑤播種穴を開ける
- ⑥播種器で播種する
- ⑦覆土する
- ⑧育苗トレイを運ぶ

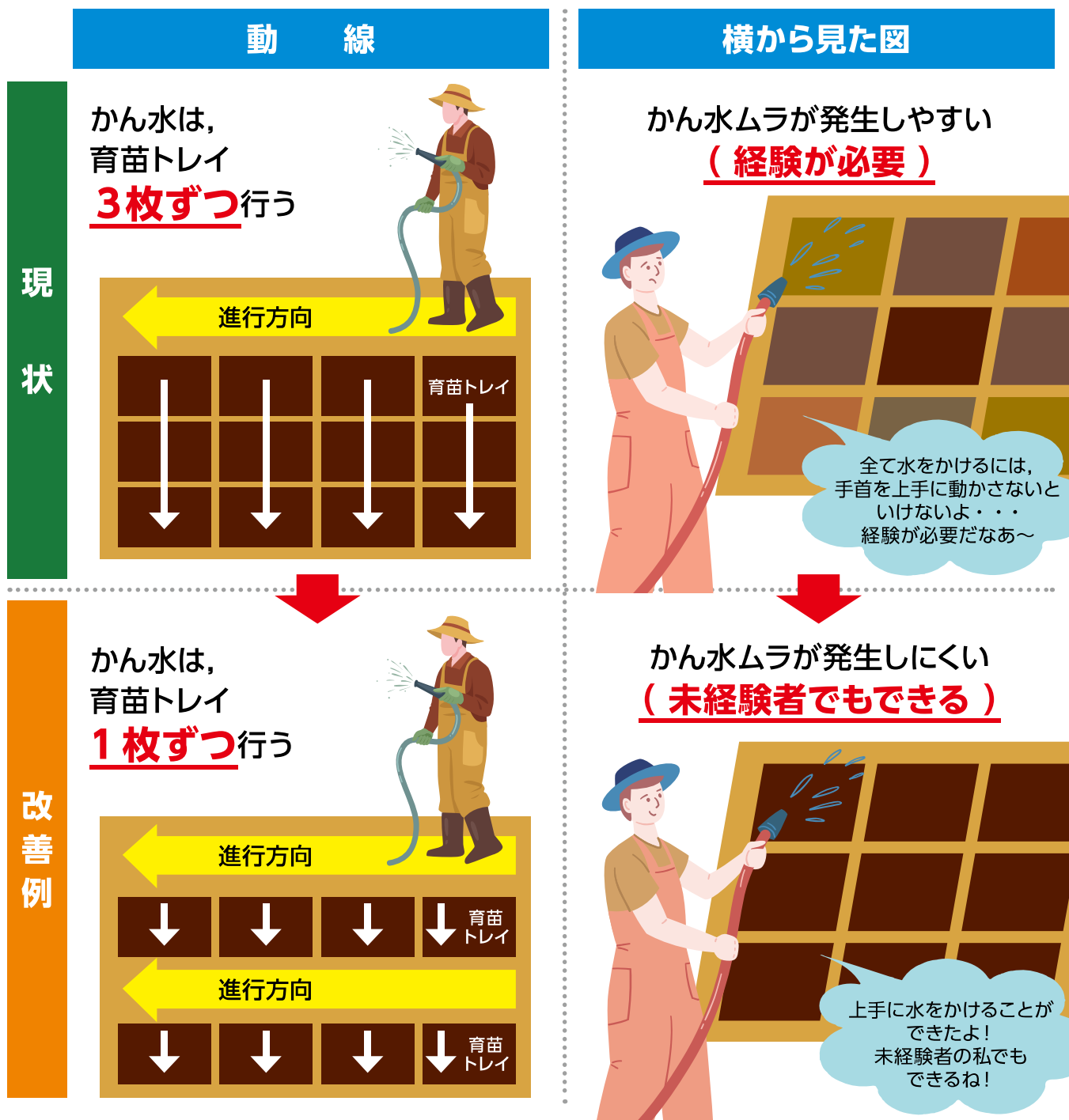


一連の作業では任せることが困難でも、作業を細かく切り出すことにより、担ってもらえる作業が見つかるかもしれません。

5 慣行作業の見直し

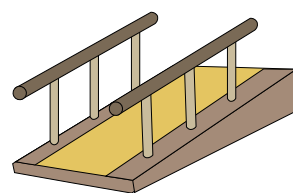
- 農業者が日頃行っている作業には、経験が必要と思われるものが多々ありますが、工夫次第では誰にでもできる作業になる場合があります。農福連携に取り組むにあたって、受入側の農業者が具体的な工夫のポイントを提案する姿勢がとても大切です。
- 下図では、「育苗トレイへのかん水作業」について、慣行作業の改善例について紹介します。この例を参考に、現在のやり方が誰にでもできるような作業になるよう、考えてみましょう。

(例) 育苗トレイへのかん水作業



6 作業環境の整備

- 農業者が障害者を受け入れたり、障害福祉サービス事業所が農作業を始めようとする際には、①障害者の作業に支障となる危険な箇所を補修する、②作業動線を改善する、③障害者の作業をサポートする道具を開発・導入する、④大型の乗用機械ではなく小型の機械を導入するなど、障害者が作業しやすい環境を整える必要があります。



段差の解消

7 作業道具や機械の改良

- 補助具の開発や器具の使用法の工夫、生産資材等の改良などを行うことで、障害者に限らず、農作業に不慣れな方でも、ある程度効率よく作業をすることができるようになります。
- 例えば、色を識別する必要のある作業の場合、言葉で伝えるだけでは判断に迷う場合もあるため、色が比較できるカラーチャートを作成することで、格段に作業しやすくなります。

あいまいな基準を見える化！



カラーチャートの例



見本に合わせた選果

道具に工夫を！



適正な重さに目印を付けたばかり



マークした位置への定植

8 農福連携の推進に向けて

- 県では、農林水産省が認定する農福連携技術支援者等の農業と福祉双方の知識を身につけ、現場でアドバイスする人材の育成を図るため、研修会を開催しています。
- 国では、農福連携に取り組む農業法人等を対象に、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備や、障害者等の農業に関する技術習得等を支援しています。

（農林水産省：「農山漁村振興交付金」（地域資源活用価値創出対策）のうち地域資源活用価値創出推進・整備事業「農福連携型」）



農福連携技術支援者育成研修
（令和6年11月～12月）